

キタバ

第50回 通信



●キタバ薬局

- メディカルスクエア店 富田林市向陽台2-1-12
0721-28-7423
- 津々山台店 富田林市津々山台2丁目10-1-104
0721-40-2267
- 河内長野店 河内長野市西之山町7-2
0721-50-0085
- 金剛西口店 大阪狭山市半田1丁目622-1
072-366-0131
- 西山台店 大阪狭山市西山台3-5-16
072-365-0399
- くみの木店 大阪狭山市菜葉木4-372-10
072-360-2101

●キタバ

- エコー・ロゼ店 富田林市向陽台3-1-1
0721-28-3654
- 向陽台店 富田林市向陽台2-1-12
0721-28-3479
- 河内長野店 河内長野市西之山町7-2
0721-50-0016

ホームページは

キタバ薬局

検索

【一般用（OTC）医薬品とは】

一般用（OTC）医薬品は医師の処方箋を必要とせず、薬剤師などからの情報に基づいて、消費者の選択により自由購入・使用ができます。

このため、効能効果は人体に對する作用が著しくなく、ものと規定されており、通常は治療用医薬品として一定の使用経験があり、安全性の確認された成分が使用されています。その上で、適正な使用に必要な情報の伝達などについて、配慮されています。

【一般用（OTC）医薬品の分類】

一般用（OTC）医薬品は

リスクの程度によって分類さ

れます。特に使用に注意が必要な医薬品は要指導医薬品として区別されています。そして薬剤師の對面による情報提供および指導が必要であるとしてネット販売は禁止されています。それに比べ、第1〜3類医薬品は比較的低いリスクが低い医薬品です。しかし、副作用が発生することもあります。安易に使用せず、薬剤師・登録販売者に相談しましょう。

キタバ薬局 薬剤師

森本二郎

OTC医薬品分類		対応する専門家	販売者からお客様への説明	お客様からの相談への対応	インターネット、郵便等での販売
要指導医薬品					不可
一般用医薬品	第1類医薬品	薬剤師	書面での情報提供（義務）	義務	可
	第2類医薬品*	薬剤師 または 登録販売者	努力義務		
	第3類医薬品		法律上の規定無し		

※第2類医薬品のうち、特に注意を要する成分を含むものについては「指定第2類医薬品」の分類がなされています。